東日本大震災にかかわるQ&A

Ｑ／停電による休業補償はどうなる？

A／停電による休業については、労基法26条の使用者の責任は問われない。停電時間帯以外の時間帯を含めて休業とする時も該当しない。（3月15日付、厚労省労働基準局監督課長通達）

Ｑ／ガス欠による休業補償はどうなる？

A／使用者の責任とならないので難しい。

Ｑ／会社が被害を受けて解雇等された時は、予告手当はどうなる？

A／今回のような自然災害では予告手当の不支給は、監督署長の認定があれば違法とはならない。

激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第18号）」が、平成23年3月13日公布されたことから、雇用保険の特例を実施する。

1. 政令で定める地域にある適用事業所が災害を受けたため、やむを得ず事業を休止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にあるときは、実際に離職していなくとも失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置。
2. 政令で定める地域は、全国の区域。
3. 対象は、今般の震災による災害を受けた適用事業所に雇用される労働者。
4. 詳細については、最寄りのハローワークにお問合せ願います。